

令和7年度

重点要望事項

令和6年11月



倉敷市

は じ め に

倉敷市政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

まず、今年1月1日に発生した能登半島地震をはじめ、全国で地震が頻発しており、8月8日には、マグニチュード7.1、最大震度6弱の地震が日向灘で発生し、南海トラフ地震臨時情報が初めて出されました。さらに、9月には地震で大きな被害を受けた能登半島で記録的大雨による被害が発生するなど、近年、地震や風水害等の自然災害が激甚化・頻発化しています。被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、本市が経験した災害の教訓を生かし、被災地への効果的な支援を引き続き行ってまいりたいと考えております。

また、平成30年7月豪雨災害からの真備地区の復興状況につきましては、昨年度末をもって小田川合流点付替え事業をはじめとする真備緊急治水対策プロジェクトが完成しました。本市としましても、令和元年度から令和5年度までの真備地区復興計画に掲げた治水対策や防災減災対策、生活の再建、経済活動の復興など様々な施策に取り組み、被災されました皆様のたゆまぬ努力と、多くの皆様からの御支援によって、概ね計画どおりに進めることができました。

県におかれましても、末政川・高馬川・真谷川の堤防強化等に御尽力を頂きましたことに改めて厚く御礼申し上げます。

本市では、平成30年7月豪雨災害以降、防災備蓄倉庫の整備、避難路・緊急輸送路となる道路の整備、河川の護岸整備や排水機場の改良、河川やため池の緊急浚渫等、緊急性の高い防災対策を順次実施しており、真備の教訓を生かして、引き続き災害に備えるまちづくりを進めてまいります。

さて、現在国においては、こども家庭庁を中心に少子化対策に取り組んでいます。県においても、少子化対策を県政の最重要課題と捉え、重点的に予算を配分して施策を進められているところであり、国県市が一体となって取り組んでいく必要があります。本市においても、結婚、妊娠、出産、子育て支援の充実をはじめとして、出会いの場の提供や、職場や地域社会全体で子育てを支援していく環境の整備などに引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

また、今年度から、2度のG7関係閣僚会合開催地となった経験を生かし、国際会議等のコンベンションや展示会などの更なる誘致を積極的に進めるため、MICE誘致推進室を新たに設置しました。加えて、7月29日には大阪・倉敷における観光交流の拡大を目指し、本市、(公財)大阪観光局、倉敷商工会議所の3者で観光連携協定を締結したところであり、今後、令和7年の大阪・関西万博開催を契機とした観光誘客に向けた取組をより一層進めていくことが重要と考えております。

このたび、令和7年度において、特に、県の御支援をいただきたい項目について、重点要望事項として取りまとめましたので、県の制度改正や予算編成などに当たり、格段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年11月

倉敷市長 伊 東 香 織

目 次

重点要望事項（１５項目）

No.	区分	政 策 事 項	要 望 先		提出部局	頁
			県	国		
1	継続	県の医療費公費負担補助事業の格差是正について	保健医療部 子ども・福祉部		保健福祉局	1
2	継続	建設事業費市町村負担金の負担率見直しについて	土木部		建設局	3
3	継続	土地改良事業費市町村負担金の負担率見直し等について	農林水産部		文化産業局	5
4	継続	J R山陽本線等倉敷駅付近連続立体交差事業について	土木部	国土交通省	建設局	7
5	継続	寿町踏切の踏切道改良促進法に基づく「改良すべき踏切道」の指定について	土木部	国土交通省	建設局	9
6	継続	都市計画道路二日市曾根線の整備について	土木部		建設局	11
7	継続	倉敷地区（倉敷駅周辺）の渋滞対策について	土木部		建設局	13
8	継続	路線バスの維持のための支援について	県民生活部		建設局	15
9	継続	県管理河川の治水安全度の向上について	土木部		建設局	17
10	継続	河川改修により設置された大規模取水堰の機能保全対策について	農林水産部		文化産業局	19
11	新規	鳥獣被害防止のための侵入防止柵整備支援事業の拡充について	農林水産部		文化産業局	20
12	継続	原油価格・物価高騰対策における農業者への支援について	農林水産部		文化産業局	21
13	新規	大阪・関西万博開催を契機とした持続可能な観光振興について	産業労働部	国土交通省	文化産業局	22
14	新規	岡山県アピランスケア助成事業の令和9年度以降の継続実施について	保健医療部		保健福祉局	23
15	継続	公立小・中学校の法改正を伴う学級編制基準の引き下げについて	教育庁	文部科学省	教育委員会	24

その他要望事項（9項目）

No.	区分	政 策 事 項	要 望 先		提出部局	頁
			県	国		
16	継続	石油貯蔵施設立地対策等交付金の配分額について	産業労働部	経済産業省	企画財政局	25
17	継続	介護人材確保に向けた対策の着実な実施について	子ども・福祉部		保健福祉局	26
18	継続	低所得者への外来自己負担限度額の軽減について	子ども・福祉部		保健福祉局	27
19	継続	水島港の整備について	土木部	国土交通省	文化産業局 建設局	29
20	継続	公共交通事業者（水島臨海鉄道）に対する支援について	県民生活部		建設局	31
21	継続	広域幹線道路網の整備について	土木部		建設局	35
22	継続	組合施行の市街地再開発事業に対する補助制度の復活について	土木部		建設局	37
23	継続	小1グッドスタート支援事業（県補助事業）の期間延長について	教育庁		教育委員会	38
24	継続	教員の働き方改革の推進について	教育庁	文部科学省	教育委員会	39

1 県の医療費公費負担補助事業の格差是正について	
要望先	〔県〕 保健医療部（健康推進課） 子ども・福祉部（子ども家庭課・障害福祉課）
要 望	単県医療費公費負担制度（小児・心身障害者・ひとり親家庭等医療関係）の補助率を県内他市と同じ水準の $1/2$ へ戻していただくよう要望します。
説 明	〔現 状〕 県の医療費公費負担制度における本市への補助率は、平成10年度に、従来の $1/2$ から $1/6$ に引き下げられた。その後、一部復元等を経て、<u>現在は、小児医療費公費負担制度については $1/4$ に、ひとり親家庭等医療費及び心身障害者医療費については、 $1/6$ のままととなっている。</u> 他県と比較すると、<u>これらの補助率は、中四国の全200市町村（政令市を除く）及び全国62中核市の中で、最も低い水準となっており、さらに、本市が負担している補助率 $1/2$ との差額は、令和5年度決算においては約3億2,800万円、補助率が引き下げられた平成10年度以降の累計では約104億1,900万円と、極めて多額に上っている。</u> 〔課 題〕 補助率の引き下げは、同じ岡山県民である倉敷市民に多大な負担を強いるもので、著しく公平性を欠くとともに、市財政に与える影響は大きく、現下の厳しい財政状況の下では大きな負担となっている。 なお、<u>平成10年度からの補助率引き下げは、県の財政健全化を目的とするものであったが、現在の岡山県の財政力指数は、引き下げ当時と比較して大幅に改善しており、さらに、 $1/2$ を補助している他都道府県と比較しても、特に低い水準にはない。</u>（資料参照） また、急速に進む少子高齢化など、喫緊の課題が山積しており、県と市が一体で取り組む必要がある。

担当：保健福祉局
(医療給付課)

全国中核市における医療費公費負担制度に対する各都道府県補助率（Ｒ６年度）

及び県財政力指数一覧（Ｒ４年度）

赤字は補助率1/2未満↓

赤網かけは岡山県より財政力指数が低い県を表す↓

	中核市	都道府県	小児医療 補助率	ひとり親家庭等 医療補助率	心身障がい者 医療補助率	都道府県 財政力指数
1	函館	北海道	1/2	1/2	1/2	0.444
2	旭川					
3	青森					
4	八戸	青森	1/2	1/2	1/2	0.342
5	盛岡					
6	秋田					
7	山形	山形	1/2	1/2	1/2	0.360
8	福島	福島	未就学児1/2 小4以上10/10	1/2	1/2	0.513
9	郡山					
10	いわき					
11	水戸	茨城	1/2	1/2	1/2	0.621
12	宇都宮	栃木	1/2	1/2	1/2	0.610
13	前橋	群馬	1/2	1/2	1/2	0.599
14	高崎					
15	川越					
16	川口	埼玉	1/2	1/2	1/2	0.739
17	越谷					
18	船橋					
19	柏	千葉	1/2	1/2	1/2	0.745
20	八王子					
21	横須賀					
22	富山	富山	1/2	1/2	1/2	0.453
23	金沢	石川	1/2	1/2	1/2	0.485
24	福井	福井	1/2	1/2	1/2	0.401
25	甲府	山梨	1/2	1/2	1/2	0.373
26	長野	長野	1/2	1/2	1/2	0.503
27	松本					
28	岐阜					
29	豊橋	愛知	1/2	1/2	1/2	0.867
30	岡崎					
31	一宮					
32	豊田	滋賀	1/2	1/2	1/2	0.534
33	大津					
34	豊中					
35	吹田	大阪	1/2	1/2	1/2	0.742
36	高槻					
37	枚方					
38	八尾					
39	寝屋川					
40	東大阪					
41	姫路	兵庫	1/2	2/5	1/2	0.612
42	尼崎					
43	明石					
44	西宮					
45	奈良	奈良	1/2	1/2	1/2	0.410
46	和歌山	和歌山	1/2	1/2	1/2	0.318
47	鳥取	鳥取	1/2	1/2	1/2	0.270
48	松江	島根	1/2	1/2	1/2	0.254
49	倉敷	岡山	1/4	1/6	1/6	0.508
50	呉	広島	1/2	1/2	1/2	0.582
51	福山					
52	下関					
53	高松	香川	1/2	1/2	1/2	0.451
54	松山	愛媛	3/8	1/5	1/5	0.422
55	高知	高知	1/2	1/2	1/2	0.261
56	久留米	福岡	1/2	1/2	1/2	0.620
57	長崎	長崎	1/2 (高校生10/10)	1/2	1/2	0.333
58	佐世保					
59	大分	大分	1/2	1/4	1/4	0.371
60	宮崎	宮崎	1/2	1/2	1/2	0.341
61	鹿児島	鹿児島	1/2	1/2	1/2	0.339
62	那覇	沖縄	1/2	1/2	1/2	0.360

平均 0.4952

出典：「地方財政状況調査」「障害者医療全国の状況」
「子ども及びひとり親家庭等に対する医療費助成事業に関する調査結果一覧」

2 建設事業費市町村負担金の負担率見直しについて							
要望先	〔県〕 土木部（監理課）						
要 望	県が市町村に負担を求めている岡山県建設事業費市町村負担金のうち、 <u>都市計画事業に係る負担率については、中国地方の他県と同じ水準である14.8％～22.2％の範囲内に低減されるように、また、国直轄港湾事業に係る負担金については、廃止されるよう要望します。</u>						
説 明	〔 現 状 〕 道路、河川、港湾など県が実施する公共事業については、岡山県建設事業費市町村負担金徴収条例に基づいて、市町村の意見を聞いたうえで、事業費の一部を市町村が負担することとされている。 岡山県建設事業費市町村負担金徴収条例は、社会経済状況や県及び県内各市を取り巻く環境が大きく変化しているにもかかわらず、負担率の本則については、<u>長年見直されていない状況であり、都市計画事業に係る負担率については、現在50％と中国地方の他県と比べて非常に高い水準となっている。</u> <u>また、国直轄港湾事業に係る負担率については、現在35％となっているが、中国地方の他県の条例では負担金を求めている。</u>そのため、過去10年間（平成26年度から令和5年度決算）で、国直轄港湾事業費の本市負担額は約60億円となっている。 〔 課 題 〕 県の都市計画事業については事業費の50％、港湾事業のうち国直轄事業については35％が市の負担となっていることから、中国地方の他県と同じ水準に見直していただく必要がある。 【令和5年度 岡山県建設事業費（都市計画事業・港湾）への倉敷市負担金】 <table><tr><td>約3億7千万円</td><td>うち 都市計画事業</td><td>約7千万円</td></tr><tr><td></td><td>港湾事業（国直轄）</td><td>約3億0千万円</td></tr></table>	約3億7千万円	うち 都市計画事業	約7千万円		港湾事業（国直轄）	約3億0千万円
約3億7千万円	うち 都市計画事業	約7千万円					
	港湾事業（国直轄）	約3億0千万円					

担当：建設局
（事業推進課）

中国地方５県 建設事業費市町村負担金のうち、
都市計画事業（街路/公園）、港湾事業に係る負担率

区 分		岡山県	鳥取県	島根県	広島県	山口県
街路	国庫補助事業	50.0%	22.2%	16.7%	14.8%	22.2%
	県単独事業	50.0%	15.0%	15.0%	10.0%	10.0%
公園	国庫補助事業	50.0%	負担なし	20.0%	負担なし	20.0%
	県単独事業	50.0%	負担なし	10.0%	負担なし	10.0%
港湾	国直轄港湾事業	35.0%	負担なし	負担なし	負担なし	負担なし

※岡山県は国費を除く地方負担を、岡山県以外は事業費（工事費）を基準として負担率を設定していることから、比較のため、国費を除く地方負担分を基準にした負担率に換算。

※事業内容により国庫補助率が異なるため、街路事業は国費55%、公園事業は国費50%として換算。

岡山県建設事業費市町村負担金の推移（倉敷市分）

（千円）

	H 3 0	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5	負担率
街路事業	13,850	95,355	143,660	25,450	28,877	65,227	50/100
鉄道高架事業	0	0	0	0	974	4,600	50/100
国直轄港湾事業	314,320	756,026	689,848	595,830	826,867	299,250	35/100
合計	328,170	851,381	833,508	621,280	856,718	369,077	

3 土地改良事業費市町村負担金の負担率見直し等について

要望先	〔県〕 農林水産部（耕地課）																			
要 望	土地改良事業について、国のガイドラインや要綱・要領に沿った負担割合と適切な運用に見直すよう要望します。																			
説 明	〔 現 状 〕 土地改良事業については、事業費を国、県、市で負担しており、その負担率は、国の「土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針」（以下、「国ガイドライン」）に示されている。 このうち、県が主体となる土地改良事業（以下、「県営事業」）の県負担率については、<u>ため池以外の排水機場などの整備では、国ガイドラインでは29％とされているが、県は依然として20％としている。</u>さらに、<u>県営事業の対象となるため池の範囲については、国の「農村地域防災減災事業補助金要綱・要領」では、受益面積2ha以上とされているにもかかわらず、県は「内規」により5ha以上とし、県営事業の対象を大幅に限定している。</u>そのため、<u>ため池では、その大半が県営事業に該当せず、本市が主体となる土地改良事業（以下、「市営事業」）となっている。</u> また、市営事業（用排水路、ほ場、ため池等）の県負担率については、<u>国ガイドラインでは14～21％とされているが、県は要綱でわずか「1％」としており、国ガイドラインと大きく乖離している。</u> 【土地改良事業における県負担率】 <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">県営</th><th colspan="2">市営</th></tr><tr><th>農業用施設</th><th>ため池</th><th>農業用施設</th><th>ため池</th></tr><tr><td>国ガイドライン</td><td>29%</td><td>34% (2ha 以上)</td><td>14%</td><td>21%</td></tr><tr><td>岡山県要綱</td><td>20%</td><td>34% (5ha 以上)</td><td>1%</td><td>1%</td></tr></table> ※国は原則 50％を負担（県負担が 1％の場合は 49％が市負担となる） 〔 課 題 〕 <u>土地改良事業全般において県負担率が国ガイドラインを下回っていることや、県営ため池整備事業の面積条件を引き上げることにより、市の財政的・人的な負担が過大になっている。特に市営事業の県負担率をわずか1％としていることが、計画的に市営事業を実施する際の障害となっている。</u>		県営		市営		農業用施設	ため池	農業用施設	ため池	国ガイドライン	29%	34% (2ha 以上)	14%	21%	岡山県要綱	20%	34% (5ha 以上)	1%	1%
	県営		市営																	
	農業用施設	ため池	農業用施設	ため池																
国ガイドライン	29%	34% (2ha 以上)	14%	21%																
岡山県要綱	20%	34% (5ha 以上)	1%	1%																

担当：文化産業局
（耕地水路課）

【 調整ページ 】

4 J R山陽本線等倉敷駅付近連続立体交差事業について		
要望先	〔県〕 土木部（都市計画課）	〔国等〕 国土交通省（都市局）
要 望	J R山陽本線等倉敷駅付近連続立体交差事業について、速やかに費用対効果を確定する案を決定し、再評価手続きを進めるとともに、早期に都市計画決定をされるよう要望します。	
説 明	〔 現 状 〕 <u>倉敷駅周辺では、鉄道により市街地が分断され、慢性的な交通渋滞や踏切事故が発生し、駅南北の回遊も阻害された状況が続いている。</u> さらに、倉敷駅北側には、災害時に指定緊急避難場所となる倉敷みらい公園が立地し、倉敷駅南側には、救命救急センターをはじめ、救急告示病院や看護の充実した医療施設が集積しており、踏切の遮断により、災害時の避難行動や救命救急活動等の大きな支障となっている。 このため、J R山陽本線等倉敷駅付近連続立体交差事業は、平成10年度に着工準備箇所に採択されたが、未だに事業着手されていない。 本市から事業主体である岡山県に対し、早期の事業化を要望しているが、<u>県は事業再評価に向けた検討を継続しており、平成30年2月にコスト縮減3案の費用対効果の試算結果は1を超えると公表して以降、6年超が経過したが、次のステップである費用対効果を確定する案の決定時期を含め、現時点においても具体的なスケジュールが示されていない。</u> 本市は、倉敷駅周辺において岡山県に認可された複数の市街地開発事業を進めており、平成29年3月に倉敷駅前東土地区画整理事業が、令和3年10月に阿知3丁目東地区市街地再開発事業が完成し、現在、進めている倉敷駅周辺第二土地区画整理事業は、令和5年度末での進捗率が事業費ベースで約69%に達した。このように、本市が進めるまちづくりは着実に進展しており、連続立体交差事業の必要性はますます高まってきているところである。 また、「鉄道高架事業整備促進倉敷市議会議員連盟」より、岡山県知事及び岡山県議会議長に対して、連続立体交差事業の整備促進を求める要望書が提出されるなど、事業実施を求める動きはより一層強まっている。 〔 課 題 〕 道路交通の円滑化・安全性の向上・市街地の一体化等の課題を解決し、倉敷駅周辺に高次都市機能を集積強化するためには、連続立体交差事業と市が進める都市基盤整備を一体的に進めていく必要がある。現に、本市が施行する市街地開発事業が着実に進展するなか、<u>連続立体交差事業について早期の都市計画決定に向けた具体的なスケジュールを明らかにするとともに、検討プロセスを広く市民に分かりやすい形で示す必要がある。</u>	

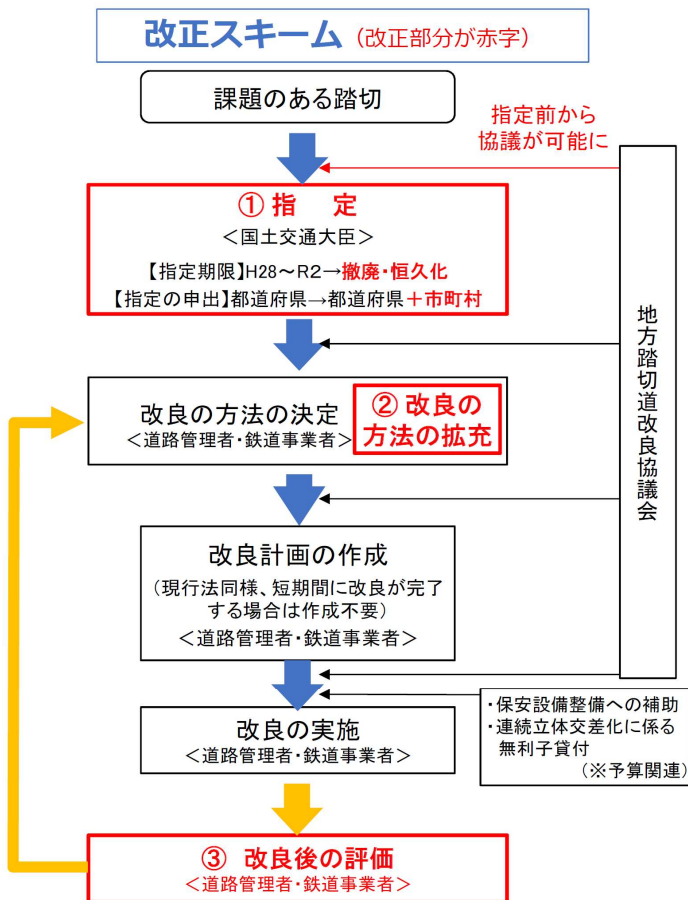
担当：建設局

(鉄道高架推進室)

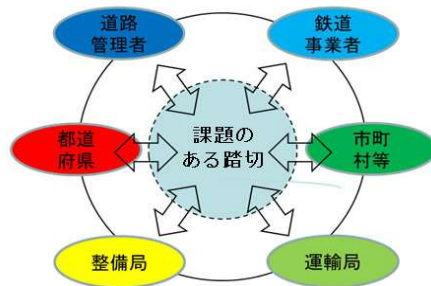
5 寿町踏切の踏切道改良促進法に基づく「改良すべき踏切道」の指定について		
要望先	〔県〕 土木部（道路建設課・都市計画課）	〔国等〕 国土交通省（道路局・都市局）
要 望	カルテ踏切である寿町踏切について、踏切道改良促進法に基づく「改良すべき踏切道」の指定を行うため、 <u>早急に岡山県踏切道改良協議会合同会議の協議対象にするとともに、下部組織として、指定に向けた具体的な検討を行う踏切道改良検討会を設置することについて、国に申し出ていただくよう要望します。</u>	
説 明	〔 現 状 〕 国は、「開かずの踏切」や、「自動車ボトルネック踏切」等、緊急に対策の検討が必要な踏切を抽出して、踏切の現状を「見える化」する踏切安全通行カルテを公表している。<u>中国地方唯一の自動車ボトルネック踏切である県道倉敷清音線の寿町踏切は、カルテ踏切として抽出されており、踏切道改良促進法に基づく「改良すべき踏切道」の指定基準を大きく上回っているものの、現時点では未指定となっている。</u> 令和3年4月に、踏切道改良促進法が改正され、従来の5年間の指定期限を撤廃・恒久化するとともに、改良計画の作成に長期間見込まれるもの（立体交差等）については、指定すること自体が困難なものも存在したことから、指定がなされた場合には、国土交通大臣が指定する期日までに、道路管理者及び鉄道事業者は改良計画を作成・提出するスキームに改められた。また、地域の関係者と連携し、地域の実情に応じた踏切道の対策を検討する場として、地方踏切道改良協議会による協議が、指定前から可能となった。 これを受けて、踏切道改良計画の作成等、踏切対策を円滑に進めるため、令和5年8月に、<u>岡山県踏切道改良協議会合同会議が設置されたが、寿町踏切は、緊急に対策の検討が必要なカルテ踏切で、「改良すべき踏切道」の指定基準を大きく上回っているにもかかわらず、協議対象の踏切となっていない。</u> 〔 課 題 〕 踏切道改良促進法改正の趣旨を踏まえ、<u>寿町踏切を岡山県踏切道改良協議会合同会議の協議対象とするとともに、関係機関と法指定に向けた具体的な検討を行うため、下部組織として踏切道改良検討会を設置し、早期に「改良すべき踏切道」の指定を行う必要がある。</u>	

担当：建設局
(鉄道高架推進室)

＜踏切道改良促進法＞



地方踏切道改良協議会イメージ



課題のある踏切の
現地調査



地域や関係者で構成する
協議会で対策を検討

※国の資料から抜粋

岡山県踏切道改良協議会合同会議（R5.8.30設置）

目的 踏切道改良促進法の規定に基づき、岡山県内の踏切道を対象に合同で協議することにより、地方踏切道改良計画の作成及び実施、地方踏切道災害時管理方法その他岡山県内の踏切道における踏切対策を円滑に進めるために設置

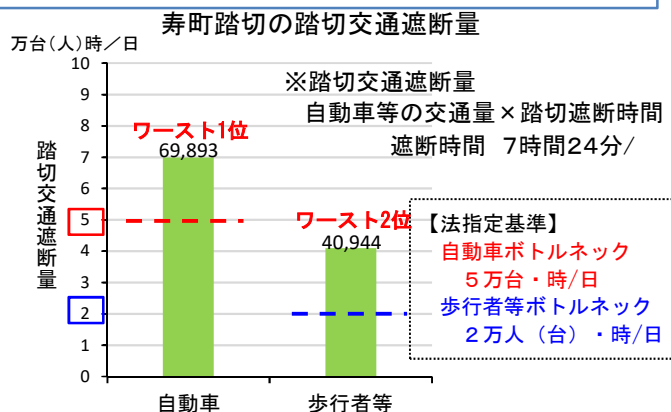
対象踏切 北方第一踏切道、今立川踏切道 **寿町踏切道は対象踏切となっていない**

踏切道改良検討会 **設置されていない**

未指定のカルテ踏切等の法指定に向けた具体的な検討を行うため、合同会議の下部組織として踏切道改良検討会の設置が可能



寿町踏切の慢性的な渋滞

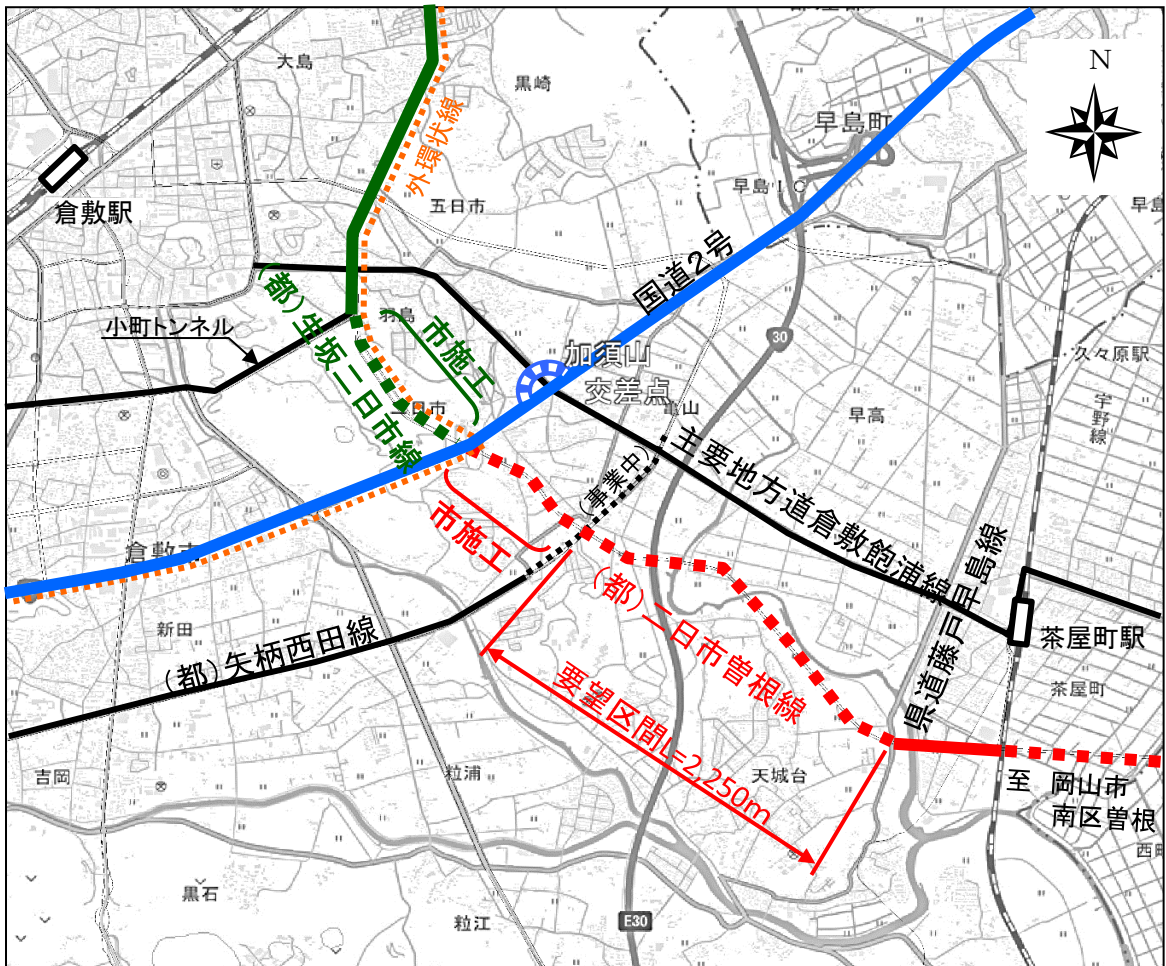


6 都市計画道路二日市曾根線の整備について	
要望先	〔県〕 土木部（道路建設課）
要 望	地域・経済活動等を安全かつ効率的に行い、交通渋滞の緩和や交通利便性の向上、緊急輸送ルート強化等を図るため、国道2号へ接続する広域的な主要幹線道路として、 <u>都市計画道路二日市曾根線のうち、都市計画道路矢柄西田線から県道藤戸早島線までの延長2, 250mの区間について、早期整備を要望します。</u>
説 明	〔現 状〕 二日市曾根線は、倉敷市の帯江地区から茶屋町地区を經由し、岡山市南区曾根を結ぶ延長5, 290mの都市計画道路で、国道2号との交差点において、生坂二日市線と接続する計画となっており、両路線は、道路ネットワークの強化、中心市街地の渋滞緩和、災害時の物資等の緊急輸送及び通学路の安全確保にとって重要な道路である。また、道路幅員が狭く、国道2号との交差点付近をはじめ、慢性的な交通渋滞が発生している主要地方道倉敷飽浦線のバイパスとしての整備も望まれている。 このような中、国は、国道2号の慢性的な交通混雑を解消するため、令和4年度から加須山交差点の立体化事業に着手している。 また、本市では、国道2号立体化も見据えて、令和2年度から生坂二日市線（国道2号～羽島、延長1, 020m）の整備を進めているが、二日市曾根線についても、令和6年6月に、岡山県が整備を進めている矢柄西田線までの区間（国道2号～亀山、延長850m）について、事業主体として整備を行うこととした。 〔課 題〕 渋滞対策や交通利便性の向上、緊急輸送ルートの強化を図るため、広域幹線道路網の構築は急務である。 特に、平成30年7月豪雨災害の経験や、全国で激甚化・頻発化する豪雨災害の状況を踏まえ、早期の防災・減災対策が必要不可欠であることから、災害に強いネットワークを構築し、円滑な救急活動・物資輸送等を図る観点から、本市南東部の倉敷・岡山間を結ぶ<u>二日市曾根線の全区間を整備する必要がある。</u>

担当：建設局

(事業推進課・街路課)

都市計画道路二日市曾根線の整備について 位置図



【凡例】

- 供用部
- - - - 未供用部

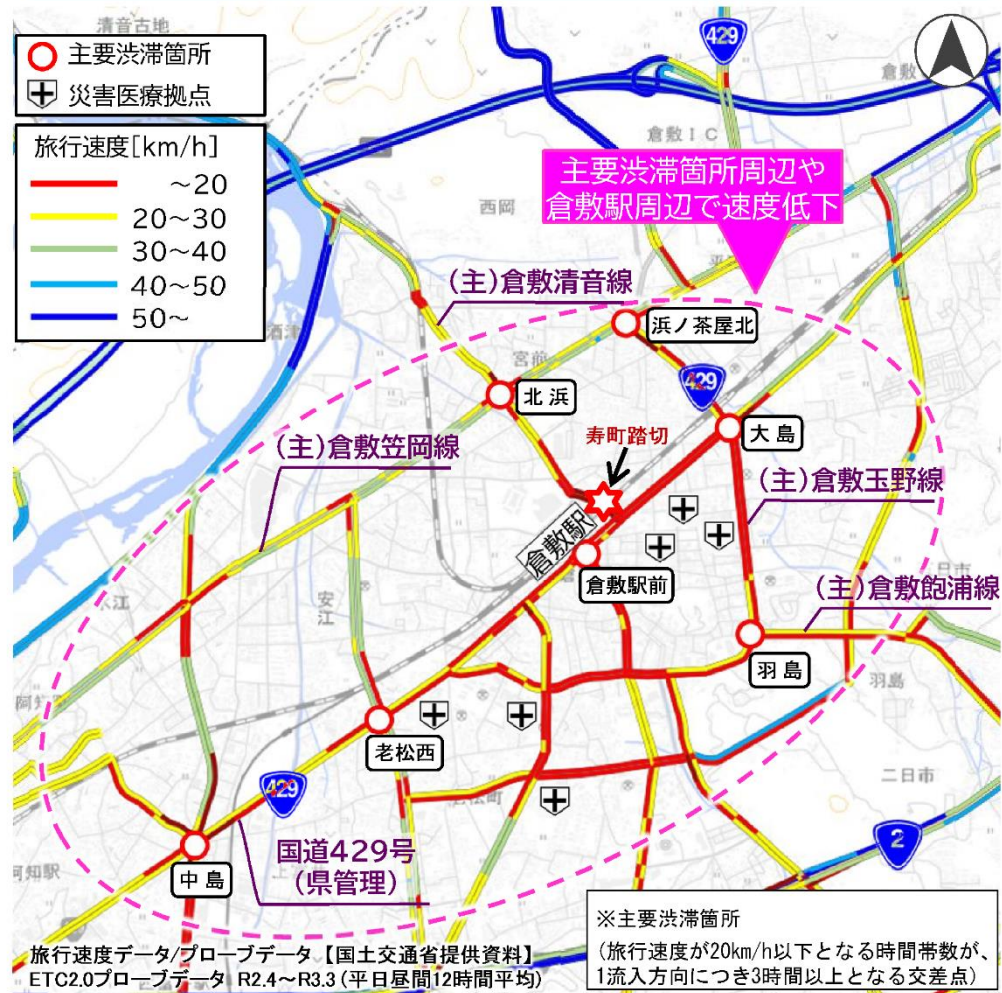
7 倉敷地区（倉敷駅周辺）の渋滞対策について	
要望先	〔県〕 土木部（道路建設課・道路整備課）
要 望	倉敷市中心部の主要渋滞箇所（交差点）周辺や倉敷駅周辺の県管理道路の慢性的な渋滞解消に向けて、道路改築等の大規模対策の検討を行うなど、抜本的な渋滞対策の実施を要望します。 【渋滞解消要望交差点（関連する主な県管理道路）】 ・浜の茶屋北、大島、倉敷駅前、老松西、中島 （国道429号、主要地方道倉敷玉野線、倉敷笠岡線等） ・羽島（主要地方道倉敷玉野線、倉敷飽浦線） ・北浜（主要地方道倉敷清音線）
説 明	〔現 状〕 倉敷駅南側には、県下有数の観光地である倉敷美観地区や倉敷中央病院をはじめとした災害医療拠点等、また駅北側には災害発生時に避難場所となる倉敷みらい公園や複合型商業施設が立地し、観光地では、コロナ禍前の賑わいを取り戻している。駅周辺部への主要なアクセス道路としては、国道429号、主要地方道倉敷玉野線等の県管理道路が利用されているが、これらの路線に交通が集中し、交差点において慢性的な渋滞が発生している。 このことは、国・県・市の道路管理者及び道路利用団体等で構成された岡山県道路交通渋滞対策部会においても、倉敷市中心部の主要渋滞箇所（交差点）周辺や倉敷駅周辺における速度低下の発生が明らかにされている。 <u>このような中、倉敷市中心部における一体的な渋滞対策を優先的に検討する倉敷都市圏渋滞対策検討ワーキンググループの第1回会合を令和3年12月、第2回会合を令和4年8月に開催し、中・長期的な観点から「あるべき将来の道路ネットワーク」の検討に向けた詳細な渋滞要因分析を行うこととなったが、国・県・市による課題箇所に対する対策の方向性の協議に時間を要している。</u> 〔課 題〕 高梁川流域圏の連携中枢都市としての役割が求められる倉敷市にとって、主要渋滞箇所を含む県管理の道路は、高次都市機能の集積・強化のため不可欠な幹線道路である。しかしながら、<u>倉敷駅周辺部では慢性的な渋滞が発生し、緊急車両の通行が妨げられたり、バスの定時性が低下するといった市民生活への影響だけでなく、商業・業務等の活動に支障をきたし、大きな経済損失にもつながっている。</u>

担当：建設局

（事業推進課・都市計画課）

倉敷市中心部における主要渋滞箇所

倉敷市中心部の速度状況(平日昼間12時間平均)



渋滞状況写真



倉敷駅前付近



大島付近

8 路線バスの維持のための支援について	
要望先	〔県〕 県民生活部（県民生活交通課）
要 望	高齢化の進展に伴い、移動手段を持たない高齢者の移動を確保する必要があるとともに、経営状況が悪化している県内の路線バス事業者を支援するため、 <u>「岡山県地域振興特定バス系統補助金制度」の補助採択要件の緩和を要望</u> します。
説 明	〔現 状〕 現在、岡山県における65歳以上の高齢者の割合は31.0％に達し、75歳以上の後期高齢者の割合は17.7％となっている。<u>今後、さらなる高齢化の進展が見込まれる中、移動手段としての路線バスの必要性は、より高まっている。</u> また、コロナ禍の影響によるバス利用者の減少により、路線バス事業者の経営状況は急速かつ大幅に悪化し、路線バス事業者の経営努力だけでは路線の維持は困難な状況となるなど、今後、県全域において、さらなる路線の廃止や減便が危惧される状況である。 その一方で、現行の岡山県地域振興特定バス系統補助金制度の前身である<u>岡山県地域振興特定路線補助金制度は、県の財政構造改革プランにより、平成20年度に補助採択要件が変更され、平成22年度からは倉敷市内を運行する路線すべてが条件に合致しなくなり、平成22年度からは県補助金が打ち切られた。</u> <u>このため、市は平成22年度に倉敷市バス路線維持費補助金施行基準を改正し、県補助相当分も含めた支援を行っているが、令和5年度は、令和元年度と比べて約2.4倍と増加傾向になっている。</u> 〔課 題〕 <u>今後、高齢化がますます進展する中、運転免許を持たない高齢者の移動手段の確保は喫緊の課題であり、経営状況が悪化している県内の路線バス事業者に対して、継続した支援を行う必要がある。現在、岡山県の財政力指数は他都道府県と比較しても、特に低い水準にはない。</u>

担当：建設局
(交通政策課)

【岡山県地域振興特定バス系統補助金（単県補助制度）】

■補助要件

- ・地域間幹線系統でないもの
- ・複数市町村にまたがる系統又は単一市町村内で運行が完結する系統であって
キロ程が35km以上 <平成22年度にキロ程が10km以上から変更された。>
- ・平均乗車密度3人以上
- ・運行回数10回／日以下
- ・輸送量50人／日以下
- ・対象経費 経常費用－経常収益
- ・限度額 経常費用の3／10
- ・補助率 県：1／2
市：1／2

【補助金額の推移】

(単位:千円)

年度	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
県補助	11,384	4,669	3,081	0	0	0
市補助	11,384	4,669	3,081	7,186	5,855	6,462

年度	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
県補助	0	0	0	0	0	0
市補助	22,000	18,638	24,993	29,148	26,895	26,106

年度	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
県補助	0	0	0	0	0
市補助	25,909	67,740	58,662	58,392	61,045

※H20、H21は経過措置により通常の補助額の半額

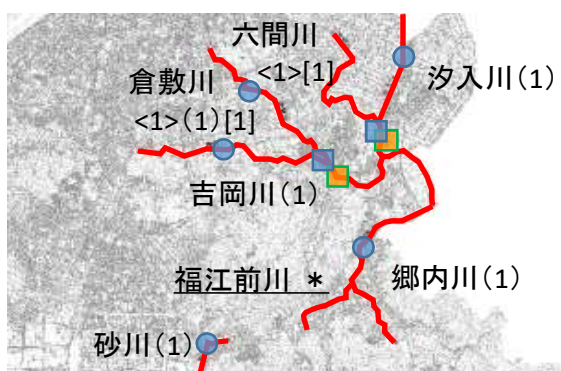
9 県管理河川の治水安全度の向上について

要望先	〔県〕 土木部（河川課）
要 望	倉敷川・吉岡川・里見川・道口川・真谷川等の県管理河川について、河道掘削、樹木伐採や藻の除去等を行い、必要な流下断面を確保し、特に、里見川・道口川については、浸水被害の防止のため、令和6年9月に県へ意見を申し入れたとおり、河道掘削、樹木伐採、護岸整備・嵩上げの早急な実施と、昭和水門の適切な開閉操作を行うよう要望します。 また、市民が河川の状況を確認できる危機管理型水位計や河川監視カメラの新設及び増設を要望します。 さらに、河川整備計画について、未策定水系の早期策定と、策定済水系の近年の気候変動を考慮した見直しを要望します。
説 明	〔現 状〕 県管理河川の中には、河道の土砂堆積や樹木繁茂により、流下能力が低下している箇所も多く、市民は越水等浸水被害の不安を感じている。県は、令和2年4月に河道内整備実施計画（5か年）を策定し河道掘削を実施しているが、倉敷地区の倉敷川・吉岡川、玉島地区の里見川、道口川、真備地区の真谷川等においては、土砂堆積や樹木繁茂が顕著であるにもかかわらず河道掘削の対象外となっている。 また、市民がいつでも確認できる水位計や監視カメラについては、令和2年度までに、水位計16か所、河川監視カメラ9か所を設置しているが、その後は設置されていない。 倉敷川水系や溜川水系の河川整備計画は策定済みであるが、小田川水系、下村川水系、砂川水系は未策定である。現在策定中の里見川水系については、令和6年9月に、県へ河道掘削、樹木伐採、護岸整備・嵩上げの早急な実施と、降雨時における昭和水門の適切な開閉操作を要望する意見を提出している。 〔課 題〕 県は、令和7年度以降も河道掘削等を継続的に実施するとともに、定期的に河川巡視や点検を行い、整備対象外となっている倉敷川・吉岡川・里見川・道口川・真谷川等も対象河川に加え、河道掘削、樹木伐採、藻の撤去等、河川断面を確保する必要がある。特に、里見川・道口川については、浸水被害防止のための河道掘削、樹木伐採、護岸整備・嵩上げを早急に実施するとともに、昭和水門の適切な開閉操作が必要である。 また、市民が大雨時に河川の状況を速やかに確認できるよう、水位計や河川監視カメラを新設及び増設する必要がある。 さらに、河川整備計画については、未策定水系の早期策定だけでなく、策定済水系においても、近年の気候変動を考慮した計画に見直す必要がある。

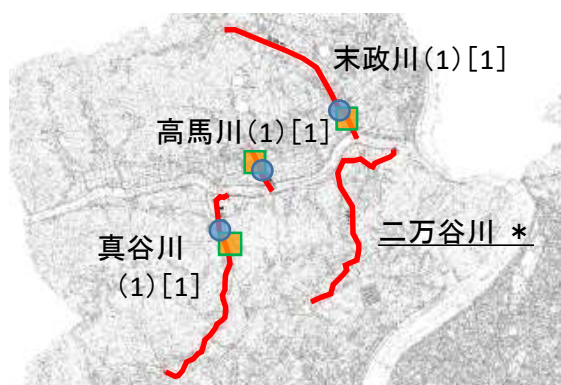
担当：建設局
（土木課）

県管理河川の治水安全度の向上について 位置図

倉敷地区・児島地区・水島地区・茶屋町地区



真備地区・玉島地区



児島地区



庄地区



< >内の数字は通常水位計、
()内の数字は危機管理型水位計、
[]内の数字は河川監視カメラの数を表す。
* は水位計・監視カメラ未設置を表す。

凡例:

■ 通常水位計<4>* ● 危機管理型水位計(12)*
■ 河川監視カメラ[9]* ※は総数を表す。

玉島地区



現況写真 倉敷川



現況写真 吉岡川



現況写真 里見川(玉島地区)



現況写真 真谷川(真備地区)



10 河川改修により設置された大規模取水堰の機能保全対策について																							
要望先	〔県〕 農林水産部（耕地課）																						
要 望	河川改修により設置された大規模取水堰については、受益面積等の規模に応じて、県による施設の適切な機能保全対策を要望します。																						
説 明	〔 現 状 〕 県営土地改良事業で建設された大規模取水堰については、その改修にあたり、現在の維持管理主体がどこであるかにかかわらず、当該県がその工事を行うことが一般的であるなか、 <u>国や県の河川改修事業により改修された大規模取水堰については、岡山県は、土地改良事業で造成されていない事を理由に土地改良事業（改修等）の対象施設としていない。</u> <u>その結果、受益面積が県営土地改良事業の要件（受益面積 200ha 以上）を満たしている取水堰や、複数の自治体が受益となっている取水堰の改修が困難な状況である。</u> 現在、各取水堰は、老朽化が進み、施設の機能診断で至急対策が必要な状態との判定を受けており、この状況が続けば、近い将来、設備の機能が失われるリスクが高く、用水の供給が出来なくなる。更には、 <u>各取水堰は、昨今の浸水対策において、河川の水位低下調整の重要な役割を担っており、流域治水の観点からも、機能保全対策が不可欠な施設である。なお、今年度から、笠井堰の部分改築を含めた国土交通省の治水対策が事業化されている。</u>																						
	【課題となっている県の長寿命化計画対象外の取水堰】																						
	<table><tr><th>施設名</th><th>河川名</th><th>関係自治体</th><th>受益面積</th></tr><tr><td>笠井堰</td><td>(一)高梁川</td><td>倉敷市・早島町</td><td>約 2,600ha</td></tr><tr><td>岩崎堰</td><td>(二)足守川</td><td>倉敷市・岡山市</td><td>約 520ha</td></tr><tr><td>三ヶ村合同堰</td><td>(二)足守川</td><td>倉敷市・岡山市</td><td>約 140ha</td></tr><tr><td>四ヶ郷合同堰</td><td>(二)足守川</td><td>倉敷市・岡山市</td><td>約 500ha</td></tr></table>			施設名	河川名	関係自治体	受益面積	笠井堰	(一)高梁川	倉敷市・早島町	約 2,600ha	岩崎堰	(二)足守川	倉敷市・岡山市	約 520ha	三ヶ村合同堰	(二)足守川	倉敷市・岡山市	約 140ha	四ヶ郷合同堰	(二)足守川	倉敷市・岡山市	約 500ha
	施設名	河川名	関係自治体	受益面積																			
笠井堰	(一)高梁川	倉敷市・早島町	約 2,600ha																				
岩崎堰	(二)足守川	倉敷市・岡山市	約 520ha																				
三ヶ村合同堰	(二)足守川	倉敷市・岡山市	約 140ha																				
四ヶ郷合同堰	(二)足守川	倉敷市・岡山市	約 500ha																				
〔 課 題 〕 <u>河川改修により設置された取水堰については、規模が大きく、破損したときの影響が甚大であることから、受益面積や施設規模等を踏まえ、県営土地改良事業による機能保全対策が急務である。</u>																							

担当：文化産業局
(耕地水路課)

11 鳥獣被害防止のための侵入防止柵整備支援事業の拡充について

要望先	〔県〕 農林水産部（鳥獣害対策室）															
要 望	<u>イノシシ等の市街地出没による生活環境被害防止のため、農地以外の住宅地に隣接する山際等への侵入防止柵の設置にも活用できるよう、侵入防止柵整備支援事業の拡充を要望します。</u>															
説 明	〔 現 状 〕 本市におけるイノシシの捕獲頭数は、年々増加しており、令和５年度は過去最高の１，３５６頭を捕獲した。また、イノシシの市街地での出没件数も増加しており、人身被害も発生するなど、農業被害のみならず生活環境被害への対策も喫緊の課題となっている。															
	<table><tr><td>イノシシ</td><td>R 2 年度</td><td>R 3 年度</td><td>R 4 年度</td><td>R 5 年度</td></tr><tr><td>捕獲頭数</td><td>894</td><td>890</td><td>1, 255</td><td>1, 356</td></tr><tr><td>市街地出没件数</td><td>18</td><td>10</td><td>15</td><td>44</td></tr></table>	イノシシ	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	捕獲頭数	894	890	1, 255	1, 356	市街地出没件数	18	10	15	44
	イノシシ	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度											
	捕獲頭数	894	890	1, 255	1, 356											
	市街地出没件数	18	10	15	44											
<u>イノシシ等の市街地出没への対応方法は、追い払い等極めて限定的であることから、出没させないための対策が重要である。そのため本市では、イノシシの個体数管理のため、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」の規定により都道府県のみが実施可能な指定管理鳥獣捕獲等事業の実施を要望してきたが、県からは、当該事業の実施までは考えていない等の回答であった。</u>																
〔 課 題 〕 市街地に出没させないための対策としては、個体数管理のほか、山際への侵入防止柵の設置が有効である。 <u>県では、侵入防止柵の設置に対する補助制度が用意されているが、農地を守る侵入防止柵のみを対象としており、農地のない区域への侵入防止柵の設置は、補助対象外となっている。</u>																
	イノシシ等の市街地出没による生活環境被害への対策として、農地以外の住宅地に隣接する山際等での侵入防止柵の設置についても補助対象とするよう、侵入防止柵整備支援事業の拡充を要望する。															

担当：文化産業局
（農林水産課）

12 原油価格・物価高騰対策における農業者への支援について

要望先	〔県〕 農林水産部（農産課）
要 望	原油価格の上昇等により農業生産資材の価格高騰の影響を受けている農業者を支援するため、給付金支給事業など、県主導で積極的な支援施策を実施していただくことを要望します。
説 明	〔現 状〕 農林水産統計で示された6月の農業物価指数は、令和2年平均の価格を100として、肥料136.5（令和5年平均147.0）、飼料139.5（令和5年平均145.7）となっており、農業生産資材価格は依然として高止まりの状況が続いている。また、農業用ビニールなどの石油製品も価格が上昇傾向にある。 このような状況からJA晴れの国岡山は、令和4年度から岡山県及び県内各市町村に対して、農業生産資材価格の高騰に対する支援要望活動を毎年実施しており、本市にも、9月24日に要望書が提出された。 本市では、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、令和4年度及び令和5年度には「農業者向け物価高騰対策支援補助金」を交付し、生産資材の価格高騰の影響を受ける農業者に対して支援を行ってきた。また、飼料価格高騰の影響を受ける畜産農家に対しては、令和5年度に助成金を支給するなど、迅速に支援策を実施してきたところである。 〔課 題〕 生産資材価格高騰への対応は全国的な課題であり、千葉県（給付金）や徳島県（資材購入時の一部助成）などでは、既に県主導での支援が実施されていることから、岡山県においても、早急な支援が必要である。 【令和5年度に他県で実施された支援策】 千葉県：農業用生産資材価格高騰緊急支援事業 （確定申告書の種苗費等の生産資材費の1割助成。上限20万円） 徳島県：農業用被覆資材価格高騰緊急支援事業 （ハウスビニール等 助成単価/a×栽培面積を助成。上限なし）

担当：文化産業局
（農林水産課）

13 大阪・関西万博開催を契機とした持続可能な観光振興について

要望先	〔県〕 産業労働部（観光課）	〔国等〕 国土交通省（観光庁）																														
要 望	大阪・関西万博の開催は、インバウンドをはじめとする岡山県への観光客増加を見込めるチャンスであり、県としても積極的な誘客促進に取り組んでいただきたいと考えます。また、観光客の増加に伴い、都市ブランド力の向上や交流人口の平準化につながるMICE誘致、多様な食文化・文化的習慣を持つ訪日外国人の受入体制の構築や、県民への理解促進等、持続可能な観光振興を進めていただくことを要望します。																															
説 明	〔現 状 〕 本市では、7月29日、大阪・倉敷における観光交流の拡大を目指し、（公財）大阪観光局と倉敷商工会議所とで観光連携協定を締結した。また、同月31日には、大阪駅に直結した「KITTE大阪」に、アンテナショップ「クラシキ」をオープンし、2025年の大阪・関西万博や瀬戸内国際芸術祭開催の好機を逃さず、魅力発信事業を推進していくこととしている。 また、2度のG7関係閣僚会合開催の経験を踏まえ、令和6年度よりMICE誘致推進室を設置した。経済効果だけでなく、都市ブランド力の向上、交流人口の平準化といった幅広い波及効果を生むMICEの推進を、倉敷ならではの視点を踏まえ、観光庁の事業も絡めて官民連携で進めている。 さらには、昨年度より、ヴィーガン・ベジタリアン、ムスリム等、多様な食文化対応の事業も進めている。今後は、さらなる誘客促進やおもてなしの観点から、文化的習慣への対応や、これらを意識した旅行商品の開発、情報発信にも取り組み、地域の意見も大切にして持続可能な観光振興につなげていく。 【令和5年岡山県観光客動態調査結果の概要（単位：千人、％）】 <table><tr><td></td><td>R元年</td><td>R4年</td><td>R5年</td><td>対前年比</td><td>対R元年比</td></tr><tr><td>観光入込客数</td><td>16,921</td><td>14,996</td><td>15,655</td><td>104.4%</td><td>92.5%</td></tr></table> <table><tr><td>主な観光地点</td><td>R元年</td><td>R4年</td><td>R5年</td><td>対前年比</td><td>対R元年比</td></tr><tr><td>倉敷美観地区</td><td>3,283</td><td>2,319</td><td>3,089</td><td>133.2%</td><td>94.1%</td></tr><tr><td>児島・鷺羽山</td><td>1,310</td><td>750</td><td>1,066</td><td>142.1%</td><td>81.4%</td></tr></table> 〔課 題 〕 関西圏からの誘客促進、持続可能な観光振興につながるMICEや多様な食文化の推進は、県全体でも取り組むことがより効果的である。			R元年	R4年	R5年	対前年比	対R元年比	観光入込客数	16,921	14,996	15,655	104.4%	92.5%	主な観光地点	R元年	R4年	R5年	対前年比	対R元年比	倉敷美観地区	3,283	2,319	3,089	133.2%	94.1%	児島・鷺羽山	1,310	750	1,066	142.1%	81.4%
	R元年	R4年	R5年	対前年比	対R元年比																											
観光入込客数	16,921	14,996	15,655	104.4%	92.5%																											
主な観光地点	R元年	R4年	R5年	対前年比	対R元年比																											
倉敷美観地区	3,283	2,319	3,089	133.2%	94.1%																											
児島・鷺羽山	1,310	750	1,066	142.1%	81.4%																											

担当：文化産業局
（観光課・MICE誘致推進室）

14 岡山県アピアランスケア助成事業の令和９年度以降の継続実施について	
要望先	〔県〕 保健医療部（疾病感染症対策課）
要 望	令和８年度末までとされている「岡山県アピアランスケア助成事業」について、令和９年度以降も継続実施していただくよう要望します。
説 明	〔 現 状 〕 「岡山県アピアランスケア助成事業」は、がん患者が治療による外見の変化を気にすることなく、治療を続けながら生活できるよう、ウィッグや乳房補整具等の購入助成を実施している市町村への支援として、県が補助金を交付する事業である。 倉敷市は、県の「岡山県アピアランスケア助成事業」の開始を受け、「がん患者のウィッグ等購入費助成事業」として、令和６年７月から事業を開始した。県は、<u>「岡山県アピアランスケア助成事業」を令和６年度から開始したものの、同事業の終了年度を令和８年度に設定している。</u> 〔 課 題 〕 倉敷市は、県の「岡山県アピアランスケア助成事業」の開始を受け、「がん患者のウィッグ等購入費助成事業」を今年度開始した。がん患者は今後も毎年一定数発生することから、当該事業の実施を令和８年度までとせず、令和９年度以降も継続実施していく必要があると認識している。 なお、<u>中国地方の岡山県を除く４県では、県の事業として、ウィッグ等の購入費の１／２を申請者に対して助成している。一方、岡山県では、県内の市町村がウィッグ等の購入費の１／２を申請者に助成し、県がその助成額の最大１／２を市町村へ補助金として交付予定である。岡山県は他４県と比べて補助額の設定が低い（岡山県としては１／４以下の支出となる）。</u>

担当：保健福祉局

(健康づくり課)

15 公立小・中学校の法改正を伴う学級編制基準の引き下げについて		
要望先	〔県〕 教育庁（教職員課）	〔国等〕 文部科学省（初等中等教育局）
要 望	「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」を早期に改正し、中学校の通常学級における学級編制基準を35人に引き下げること、また、特別支援学級については6人に引き下げるとともに、重複の障がいがある児童生徒が在籍する場合、3人に引き下げることが国へ強く働きかけられるよう要望します。併せて、県においては、クラス数増加に伴う教職員の適正な配置をしていただくよう要望します。	
説 明	〔現 状〕 平成23年度の法改正により小学校第1学年において35人学級が実現し、さらに、令和3年3月の法改正により、小学校の通常学級においては、令和3年度に第2学年が35人学級となって以降、令和7年までに小学校全学年において35人学級へ順次引き下げることが示されている。 一方、中学校の通常学級と小・中学校の特別支援学級における学級編制は、現行の基準を維持することとされているため、学力向上や生徒指導上の課題に対して、きめ細やかな指導・支援を行うことが難しい状況にある。さらに特別支援学級においては、7人以上の学級も多く存在する現状もある。 【特別支援学級に在籍する児童生徒数】 小・中学校 967人（H23）→1,469人（R6）※約1.5倍増 【1学級7人以上の特別支援学級】 小学校：51学級／184学級中、中学校：25学級／85学級中 〔課 題〕 <u>現在の基準では、学力向上や生徒指導上の課題に対してきめ細やかな指導・支援を行っていくことは厳しい状況であり、困難である。また、個々の児童生徒の興味・関心、理解や習熟度に応じたきめ細かい指導の充実を図ることも大変重要であり、そのためにも学級編制基準を引き下げることが不可欠である。</u>	

担当：教育委員会
(学事課)

16 石油貯蔵施設立地対策等交付金の配分額について

要望先	〔県〕 産業労働部（企業誘致・投資促進課）	〔国等〕 経済産業省（資源エネルギー庁）																																																																								
要 望	県の石油貯蔵施設立地対策等交付金交付要綱では、交付金の額は、合併後１０年間に限り合併前の区域をもって存続した場合に算定される額とされており、本市では、合併後１１年目となる平成２８年度から、平成２７年度と比較して５００万円を上回る減額となっている。 合併により対象区域が拡大し、財政需要が増加している現状において、不利益が生じることとなる現行の交付要綱の見直しをしていただくよう要望します。																																																																									
説 明	〔 現 状 〕 交付金の配分方法は国の石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則に基づき、国から県への交付金を立地市町村（倉敷市）へ７割、周辺市町村及び県へ３割が割当てられている。 ただし、平成２６年９月８日付けで交付規則の運用が一部改正され、交付金の配分については、市町村合併等による行政区域の変更等特殊性が認められる場合には、所在市町村、周辺市町村及び県の協議によって交付金の配分を決定することができることとなった。しかしながら、県の交付要綱では、未だ配分は、立地市町村へ７割、周辺市町村及び県へ３割のままとなっている。 【石油交付金配分額の推移】（単位：千円） <table><tr><td></td><td>合併前</td><td colspan="4">合併特例期間（１０年間）</td><td colspan="3">特例終了</td></tr><tr><td>年度</td><td>H17</td><td>H18</td><td>…</td><td>H26</td><td>H27</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td></tr><tr><td>旧倉敷市</td><td>108,948</td><td>109,002</td><td></td><td>109,325</td><td>109,244</td><td>108,886</td><td>108,714</td><td>108,550</td></tr><tr><td>真備町分</td><td>(2,490)</td><td>2,490</td><td></td><td>2,500</td><td>2,860</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>船穂町分</td><td>(2,260)</td><td>2,260</td><td></td><td>2,270</td><td>2,680</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>本市合計</td><td>108,948</td><td>113,752</td><td></td><td>114,095</td><td>114,784</td><td>108,886</td><td>108,714</td><td>108,550</td></tr><tr><td>県合計</td><td>155,639</td><td>155,716</td><td></td><td>156,178</td><td>156,062</td><td>155,446</td><td>154,984</td><td>155,061</td></tr><tr><td>配分割合</td><td>70.0%</td><td>73.1%</td><td></td><td>73.1%</td><td>73.6%</td><td>70.0%</td><td>70.1%</td><td>70.0%</td></tr></table> 〔 課 題 〕 合併特例が終了した平成２８年度以降は、合併前の水準（７割）に戻り、旧２町分は、周辺市町村及び県に配分されており、倉敷市に不利な算定方法となっている。			合併前	合併特例期間（１０年間）				特例終了			年度	H17	H18	…	H26	H27	R4	R5	R6	旧倉敷市	108,948	109,002		109,325	109,244	108,886	108,714	108,550	真備町分	(2,490)	2,490		2,500	2,860	—	—	—	船穂町分	(2,260)	2,260		2,270	2,680	—	—	—	本市合計	108,948	113,752		114,095	114,784	108,886	108,714	108,550	県合計	155,639	155,716		156,178	156,062	155,446	154,984	155,061	配分割合	70.0%	73.1%		73.1%	73.6%	70.0%	70.1%	70.0%
	合併前	合併特例期間（１０年間）				特例終了																																																																				
年度	H17	H18	…	H26	H27	R4	R5	R6																																																																		
旧倉敷市	108,948	109,002		109,325	109,244	108,886	108,714	108,550																																																																		
真備町分	(2,490)	2,490		2,500	2,860	—	—	—																																																																		
船穂町分	(2,260)	2,260		2,270	2,680	—	—	—																																																																		
本市合計	108,948	113,752		114,095	114,784	108,886	108,714	108,550																																																																		
県合計	155,639	155,716		156,178	156,062	155,446	154,984	155,061																																																																		
配分割合	70.0%	73.1%		73.1%	73.6%	70.0%	70.1%	70.0%																																																																		

担当：企画財政局
(財政課)

17 介護人材確保に向けた対策の着実な実施について	
要望先	〔県〕 子ども・福祉部（福祉企画課）
要 望	介護人材不足は全国規模で、現状においても将来的需要への対応の面でも、制度の根幹を揺るがしかねない深刻な状況にあります。人材の確保は広域的な課題であるため、県としても現場目線でこの実態を共有し、介護の魅力発信や、外国人人材の受入支援も含めた人材確保の取組について、より一層の強化・充実を図っていただきますよう要望します。
説 明	〔 現 状 〕 介護人材の確保については、国の「地域医療介護総合確保基金」等（以下「基金」等）による支援策が設けられており、これらを活用し、県においては、福祉・介護の入門的研修等の実施や、若年世代の介護分野への参入促進のための支援、また、介護福祉士養成施設に在学する学生に対する一定要件で返還が免除される修学資金貸付や、外国人人材の確保策として、留学生受入事業者に対する奨学金経費の一部支援などの取組を実施している。 また、本市においても、介護保険事業者等連絡協議会と連携して、新人職員や管理者層等を対象に職員定着のための研修等の実施や、医療福祉系大学において現場職員による講義等でPRを行うなどの取組に加え、県の基金を活用し、介護負担の軽減につながる介護ロボット・ICTの導入費用や、若年者層や外国人人材等の雇用機会拡大の一要素となる介護職員の宿舍整備費用の一部を補助するなどの支援を進めている。 しかしながら、こうした取組にもかかわらず、介護現場の慢性的な人手不足は解消に至っておらず、新規職員の採用募集についても、応募が低調な状況が続いている。 〔 課 題 〕 本市の介護人材の需要推計では、2023年比で2025年には約470人の増員、2040年には約2,000人の増員が必要としているが、人口減少、少子高齢化の流れのなか、<u>介護分野における有効求人倍率は、全職種平均の3倍を超えるなど依然として高い水準で推移しており、人材確保は益々厳しくなることが考えられる。</u> 引き続き「基金」等を活用し、介護の魅力発信や外国人人材の受入支援等も含め、<u>介護人材確保策の取組に一層の強化・充実を図っていく必要がある。</u>

担当：保健福祉局
(介護保険課)

18 低所得者への外来自己負担限度額の軽減について	
要望先	〔県〕 子ども・福祉部（子ども家庭課・障害福祉課）
要 望	単県医療費公費負担制度（心身障害者・ひとり親家庭等医療関係）に関し、来年6月までとされている「低所得者の外来自己負担限度額の軽減措置」について、来年7月以降も継続されるよう要望します。
説 明	〔 現 状 〕 本措置については、平成18年10月に、県が制度の見直しを行い、それまで無料や1回500円で上限2回1,000円などとされていた自己負担制度について、1割負担とした上で、所得に応じた自己負担限度額を設けることとした。また、この見直しの経過措置として、平成21年3月までの間は、低所得者については、外来自己負担限度額を更に軽減することとした。 その後も、本措置については、基本的には、1年ごとに「雇用情勢を踏まえ、生活支援策として」延長がなされてきており、直近では、令和6年7月から令和7年6月までの1年の間、延長がされたところである。 【自己負担限度額（月額）の軽減額】 低所得者Ⅰ：2,000円 ⇒ 1,000円 低所得者Ⅱ：4,000円 ⇒ 2,000円 〔 課 題 〕 県内景気は、緩やかに持ち直しているものの、消費者物価の上昇などにより、特に、低所得の方々にとっては、引き続き厳しい経済状況にあると認識している。自己負担限度額の軽減は、こうした経済的な側面に加えて、この制度を利用する低所得者の命と健康を守る上でも大変重要な施策となっており、<u>軽減が終了することにより、受診控えが増加し、十分な医療を受けることができず、重症化を招くことが予想される。</u>

担当：保健福祉局
(医療給付課)

【 調整ページ 】

19 水島港の整備について		
要望先	〔県〕 土木部（港湾課）	〔国等〕 国土交通省（港湾局）
要 望	水島コンビナートの国際競争力を支える重要な物流拠点である水島港の更なる機能強化に向けて、次のとおり要望します。 （１）国際バルク戦略港湾として、大型船による穀物等の一括大量輸送を可能とするため、<u>塩生埠頭の栈橋延伸・水島東航路の増深等の着実な整備を要望します。【位置図（１）の部分】</u> （２）国際コンテナターミナルとして、東南アジア向け国際コンテナ貨物の増大と貨物船の大型化に対応するため、<u>玉島東航路の増深整備を要望します。【位置図（２）の部分】</u>	
説 明	〔 現 状 〕 （１）国際バルク戦略港湾として、令和２年６月に、玉島ハーバーアイランド（以下「玉島HI」という。）において大型船に対応した<u>水深１２ｍ岸壁の７号埠頭が供用開始</u>となり、<u>令和３年１２月には、公共帰属により塩生埠頭が供用開始</u>となった。また、<u>水島玉島航路の水深１２ｍ化が令和５年度に工事完了し、令和６年３月に供用開始</u>となった。 （２）国際コンテナターミナルとして、平成２５年に玉島HIに水深１２ｍの耐震岸壁が整備され、玉島HI東側の沖合（玉島東航路と水島玉島航路が重なるエリア）については、令和２年度から水深１２ｍ化に向けた整備が進められ、令和４年度に工事が完了した。 〔 課 題 〕 （１）平成２９年に西日本の穀物取扱拠点となる食料コンビナートが玉島HIで稼働しているが、<u>水深不足により大型船は減載して入港していることから、水島港の競争力を高めるため、塩生埠頭の栈橋延伸・水島東航路の増深等の着実な整備をお願いしたい。</u> （２）玉島HIに水深１２ｍの耐震岸壁が整備されたものの、<u>コンテナ航路である玉島東航路は、（玉島HI東側沖合を除き）水深１０ｍにとどまっていることから、引き続き、着実な増深整備をお願いしたい。</u>	

担当：建設局（事業推進課）
文化産業局（水島港振興室）

位 置 図



○水島港・水島コンビナートの現状

- ・水島港の令和4年取扱貨物量は全国第9位、コンテナ取扱貨物量が全国第16位、穀物（とうもろこし・豆類）輸入量が全国第2位となっており、水島港は、地域経済のみならず、わが国のGDPに大きく寄与している。
- ・水島港を海の玄関とする水島コンビナートの令和2年製造品出荷額等は約3.2兆円で、倉敷市の製造品出荷額等の約92%、岡山県の製造品出荷額等においても約46%を占めている。
- ・生産拠点である水島地区と、物流拠点である玉島地区を直結する臨港道路「倉敷みなと大橋」が平成29年3月に供用開始となり、輸送時間・距離が短縮するなど、安全性及び利便性が飛躍的に向上した。

20 公共交通事業者（水島臨海鉄道）に対する支援について		
要望先	〔県〕 県民生活部（県民生活交通課）	〔国等〕 国土交通省（鉄道局）
要 望	安全な鉄道輸送を確保し、地域交通や県の産業振興を支えるとともに、モーダルシフトにより脱炭素化を推進するためにも、水島臨海鉄道が今年度から実施している高架橋老朽化対策事業にあたり、市とともに県においても負担を要望します。	
説 明	〔 現 状 〕 水島臨海鉄道の旅客輸送において、令和５年度の輸送人員全体は、約１６４万人で、通勤・通学など地域の重要な交通手段となっている。また、貨物輸送においては、水島コンビナートで製造した化学工業品や金属機器工業品の出荷など、令和５年度で約３２万トンを送り、県の産業振興を支えている。 鉄道事業者が、バリアフリー化の整備や、鉄道安全輸送設備等の耐震対策等を実施する場合において、従前は、国１／３、県１／６、市１／６の補助を行っていたが、平成２０年度の財政構造改革プランに基づく県補助の廃止以降は、本市が自治体分全てとなる１／３を負担している。 <u>水島臨海鉄道は、今年度から、国の補助を活用して建設後約５０年が経過した高架橋の老朽化対策事業に着手しており、事業費として２０年間で約４億７，７００万円を見込んでいるが、県の支援は予定されていない。</u> 〔 課 題 〕 水島臨海鉄道高架部の長寿命化により安全な鉄道輸送を確保することで、地域の交通手段としてだけでなく、県の広域的な産業振興を支え、鉄道利用へのモーダルシフトにより脱炭素化を推進するためにも、行政としての支援が必要である。 <u>現在、岡山県の財政力指数は他都道府県と比較しても、特に低い水準にないことから、自治体負担分を市とともに県においても負担する必要がある。</u>	

担当：建設局
(交通政策課)

鉄道安全輸送設備等の事業費の推移

(単位:千円)

年度	事業内容	補助対象事業費	事業者負担	国補助	県補助	市補助
H21	中庄駅エレベーター等 (JR)	183,444	61,148	61,148	30,574	30,574
H22			事業実施なし			
H23	西阿知駅エレベーター等 (JR)	229,758	76,586	76,586	0	76,586
H24	レール交換等 (水島臨海鉄道)	50,304	16,768	16,768	0	16,768
H25	車両設備等 (水島臨海鉄道)	52,857	17,619	17,619	0	17,619
H26	・倉敷駅エレベーター等 (JR) ・路線整備等 (水島臨海鉄道)	89,823	29,941	29,941	0	29,941
H27	・新倉敷駅誘導ブロック整備 (JR) ・踏切保安設備等 (水島臨海鉄道)	41,824	17,722	12,051	0	12,051
H28	列車集中制御装置 (CTC)更新 (水島臨海鉄道)	109,000	36,334	36,333	0	36,333
H29	案内放送設備多言語 化工事 (水島臨海鉄道)	3,361	1,121	1,120	0	1,120
H30	・案内放送設備多言語 化工事 ・架道橋耐震補強 (水島臨海鉄道)	30,251	10,617	9,817	0	9,817
R1	・案内放送設備多言語 化工事 ・架道橋耐震補強 (水島臨海鉄道)	35,764	11,922	11,921	0	11,921
R2	案内放送設備多言語 化工事 (水島臨海鉄道)	2,385	795	795	0	795
R3	架道橋耐震補強 (水島臨海鉄道)	40,186	13,396	13,395	0	13,395
R4	・架道橋耐震補強 (水島臨海鉄道)	29,500	9,834	9,833	0	9,833
R5	・架道橋耐震補強 ・通信ケーブル更新等 (水島臨海鉄道)	57,863	19,289	19,287	0	19,287

【参考】民間鉄道がある近隣県の補助状況(国との協調補助)

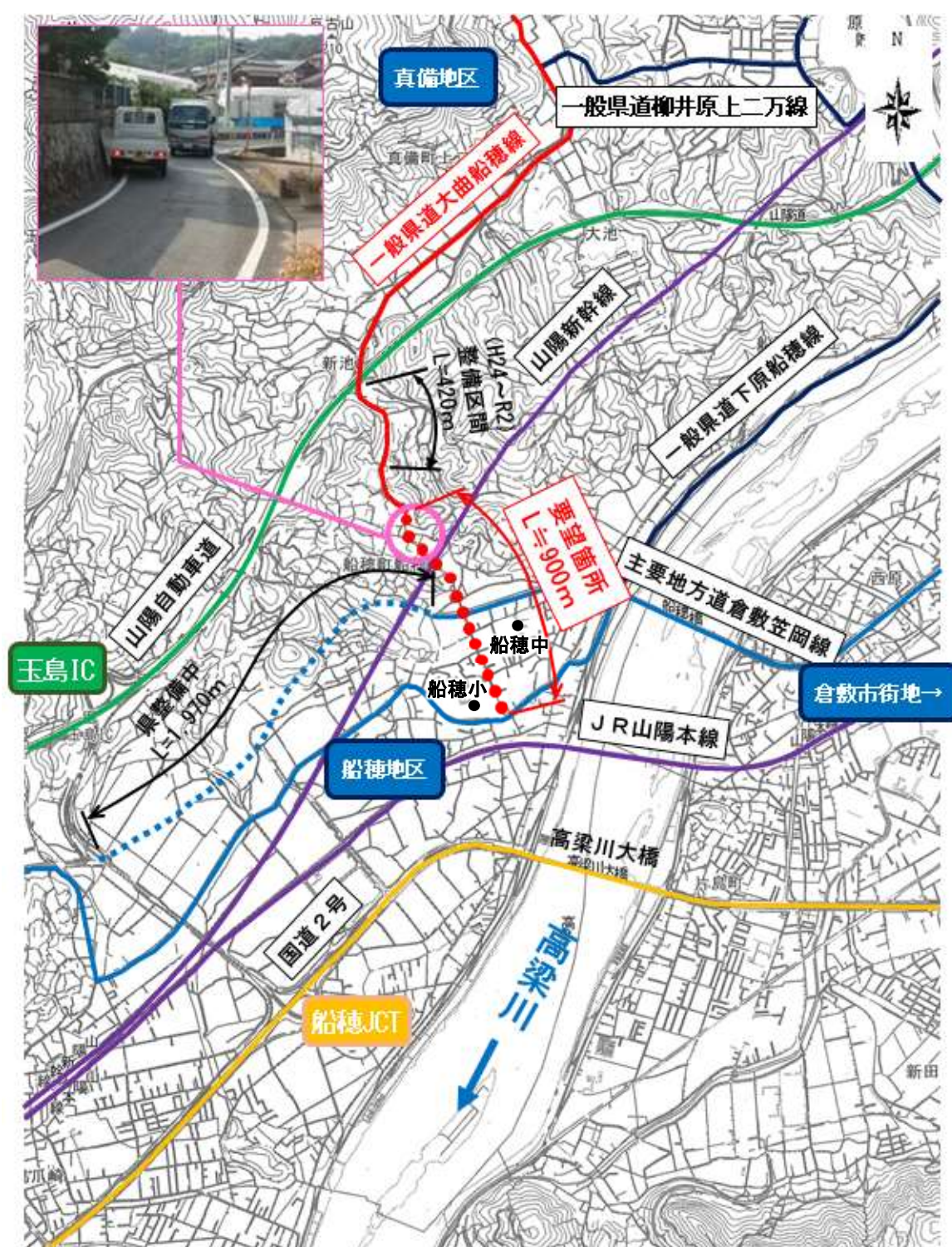
都道府県名	補助の状況	R4年度 財政力指数
島根県	1/3(インフラ整備費) [単県]1/2(インフラ維持管理費)	0.254
香川県	1/6(踏切遮断器更新、マクラギ更新等)	0.451
兵庫県	1/6(変電所設備更新、マクラギ更新等)	0.612
岡山県	補助なし	0.509

【 調整ページ 】

21 広域幹線道路網の整備について

要望先	〔県〕 土木部（道路建設課）
要 望	道路交通の安全性や緊急車両の迅速かつ円滑な通行を確保するとともに、地域経済活動等を効率的に行えるよう、主要地方道倉敷笠岡線と接続して、倉敷中心部と船穂、真備地区を結ぶ広域幹線道路である一般県道大曲船穂線について、未整備区間の早期事業着手を要望します。
説 明	〔 現 状 〕 一般県道大曲船穂線は、主要地方道倉敷笠岡線と接続し、倉敷市街地と船穂、真備地区を結ぶ道路ネットワークを形成する広域幹線道路である。主要地方道倉敷笠岡線については、倉敷方面から一般県道大曲船穂線までの区間が既に完成供用されており、玉島インターチェンジまでの区間も現在整備中である。 また、周辺には、国道2号や山陽自動車道玉島インターチェンジがあり、国道2号の高梁川大橋4車線化により、ますます交通の利便性が高まっている。 しかしながら、<u>一般県道大曲船穂線の整備について、山陽自動車道南側の420m区間は完了したが、主要地方道倉敷笠岡線との交差部から南北に延びる約900m区間は未着手である。</u> 当該区間は、通学路になっており、一部の区間は幅員の狭い（W＝3.5m）カーブで、軽自動車でもすれ違いが困難な箇所があり、<u>平成30年7月豪雨の際には、支援物資の配送ルートとして十分に機能しなかった。</u> 〔 課 題 〕 未整備区間の一部は幅員の狭いカーブで、すれ違いがままならないため、<u>歩行者と車両との接触事故等の危険性がある。</u> また、災害発生時には、避難・救助活動をはじめ、支援物資供給等を行う緊急車両の通行が妨げられる恐れがある。 さらに、<u>玉島インターチェンジ付近に進出している企業の物流効率化等のためにも早期改良整備が必要</u>である。

担当：建設局
(事業推進課)



対象路線：一般県道大曲船穂線
要望箇所：船穂町地内延長L=約900m

凡 例	
—	対象路線
●●●●●	要望箇所

22 組合施行の市街地再開発事業に対する補助制度の復活について	
要望先	〔県〕 土木部（建築指導課）
要 望	平成20年度をもって廃止された、組合施行の市街地再開発事業に対する県の補助制度の復活を要望します。
説 明	〔現 状〕 本市では、倉敷駅南に位置する阿知3丁目東地区において組合施行による市街地再開発事業が実施され、令和3年度に新しい街区として再整備されたことを契機に、新たな市街地開発の動きがあり、<u>既成市街地において、再々開発を含めた市街地再開発事業の実施が見込まれる。</u> 県が策定した都市計画区域マスタープランにおいて、倉敷市は、「<u>広域圏における高次都市機能を集積、充実し、拠点性を高める必要がある</u>」と示されている。また、「<u>都市機能の充実や土地の高度利用、高密度利用を図るために、市街地再開発事業などの面的な整備を計画的に推進する</u>」と記載されており、<u>倉敷駅周辺での市街地再開発事業は、このプランにおいて「岡山県の都市づくりの方針」に示されている「広域連携により互いに支えあう都市づくり」に合致するものである。</u> 地方自治体は、市街地再開発事業の促進を図り、国の補助を得て事業を安定させるため、事業施行者に対して事業費の一部を補助している。 平成19年度に倉敷市が阿知3丁目東地区における市街地再開発事業の都市計画決定を行った翌年度をもって、県が補助制度を廃止したため、当該事業については、市が地方自治体負担分の全額を拠出した。 〔課 題〕 <u>本市中心部における市街地再開発事業は、県策定の都市計画区域マスタープランにおいて求められる「広域圏における高次都市機能の集積、充実」を実現するために必要な取組であり、現在、岡山県の財政力指数は他都道府県と比較して、特に低い水準にないことから、県の役割として情報提供や助言にとどまらず、補助制度の復活が必要である。</u> ※阿知3丁目東地区市街地再開発事業における市の負担額 補助対象事業費：約100.0億円 市負担額：約33.2億円（1／3）

担当：建設局
(市街地開発課)

23 小1グッドスタート支援事業（県補助事業）の期間延長について

要望先	〔県〕 教育庁（教職員課）																		
要 望	小1 グッドスタート支援事業に係る、県補助事業による教育支援員の配置期間を1 年間にするよう要望します。																		
説 明	〔 現 状 〕 小学1年生の児童の基本的な生活習慣の確立や基礎学力の向上等を図り、義務教育の円滑なスタートができるよう、小1 グッドスタート支援員の配置を行っているが、 <u>県はその補助事業の期間を、現在、4月～10月の7か月間</u> としている。 【県による教育支援員の配置期間の変遷】 <table><tr><th>年度</th><th>県費配置期間</th><th>財源【予算】</th></tr><tr><td>H14～H16 年度</td><td><u>1年間</u></td><td>緊急地域雇用創出特別基金事業</td></tr><tr><td>H17～H19 年度</td><td>7 か月</td><td>単県事業（11 月～未配置）</td></tr><tr><td>H20～H22 年度</td><td><u>9 か月</u></td><td>単県事業（1 月～市費での配置）</td></tr><tr><td>H23～R 1 年度</td><td>7 か月</td><td>単県事業（11 月～市費での配置）</td></tr><tr><td>R 2 ～R 6 年度</td><td>7 か月</td><td>県補助事業（11 月～市費での配置）</td></tr></table>	年度	県費配置期間	財源【予算】	H14～H16 年度	<u>1年間</u>	緊急地域雇用創出特別基金事業	H17～H19 年度	7 か月	単県事業（11 月～未配置）	H20～H22 年度	<u>9 か月</u>	単県事業（1 月～市費での配置）	H23～R 1 年度	7 か月	単県事業（11 月～市費での配置）	R 2 ～R 6 年度	7 か月	県補助事業（11 月～市費での配置）
	年度	県費配置期間	財源【予算】																
	H14～H16 年度	<u>1年間</u>	緊急地域雇用創出特別基金事業																
	H17～H19 年度	7 か月	単県事業（11 月～未配置）																
	H20～H22 年度	<u>9 か月</u>	単県事業（1 月～市費での配置）																
H23～R 1 年度	7 か月	単県事業（11 月～市費での配置）																	
R 2 ～R 6 年度	7 か月	県補助事業（11 月～市費での配置）																	
	本市では、平成20年度より、小1 グッドスタート延長事業として、補助対象外の期間について、 <u>単市の予算で支援員を配置</u> している。（令和6年度は、11月から3月の5か月間で18週）																		
	〔 課 題 〕 小学校に入学する児童は、多様化する就学前の施設（幼稚園・保育園等）を利用し、多くの施設から入学している。学級担任一人で、就学前の経験や生活習慣が異なる多様な児童に対応したり、入学後の落ち着かない状態がいつまでも解消されない、いわゆる「小1プロブレム」に対応したりすることは、年々困難さを極めている。このことから、 <u>基本的な生活習慣の確立や、基礎学力の向上を図るための教育支援員による支援が、年間を通じて必要</u> である。																		
	しかしながら、令和2年度からは県の補助事業となり、年間を通じて市費の教育支援員を配置しているが、補助対象期間はこれまで通り7か月間であるため、県の補助事業による配置期間を1 年間にするよう要望する。																		

担当：教育委員会
（学事課）

24 教員の働き方改革の推進について

要望先	〔県〕 教育庁（教職員課）	〔国等〕 文部科学省（初等中等教育局）
要 望	教員の働き方改革を推進するため、小学校における専科指導教員の増員を要望します。	
説 明	〔 現 状 〕 文部科学省は「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」により、1か月の時間外業務が45時間を超えないようにすることを求めている。毎年行っている岡山県教育委員会勤務実態調査の結果では、これまで、月当たりの時間外業務が、ガイドラインを上回っていた。本年度の調査結果においては、これまでの取組が効果をあげ、一定程度、時間外業務の縮減につながっているが、今後も引き続き、改善していく必要がある。 小学校ではこれまでも、専科指導教員が特定の教科の授業を行うことにより、担任の授業時間が減じられ、校務分掌や担任業務に係る事務作業、授業準備時間の確保が可能になるなど、<u>働き方改革の効果的な取組の一つ</u>として位置づけられている。 <u>長時間勤務が常態化している現状から、教員志望者が減少し、産前休暇や病気休職等の欠員を埋められない「教員不足」が深刻化している。</u> ※ 本市における専科指導教員の配置 R6：76名 〔 課 題 〕 働き方改革をさらに加速しなければ、子どもの学びに直結する質の高い教員の人材確保が困難であると言わざるを得ない。 今後も月当たりの時間外業務を、ガイドラインの45時間以内としていくためには、更なる改善が必要な状況である。専科指導教員の加配は、働き方改革推進において効果が期待されていることから、小学校における教員の働き方改革を推進するために、<u>引き続き専科指導教員の安定的な増員を進めていく必要がある。</u>	

担当：教育委員会
(学事課)